

よくある質問(事業所のみなさま向け)

Q1 リハビリを目的として理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による支援を行うことはできますか

Q2 訪問看護師2名で1名の医療的ケア児・者に対してサービスを提供することは可能ですか

Q3 同じ日に訪問看護や居宅訪問型児童発達支援等と連続してサービスを提供することは可能ですか

Q4 医療保険制度による訪問看護がない日に、この事業を単独で利用することはできますか

Q5 訪問看護事業所の利用者の中に、事業の対象者がいる場合、事業所登録は必須ですか

Q6 「賠償責任保険の加入等、事業者の責による損害を補償する体制」が要件に含まれているのはなぜですか

Q7 「直近5年間で小児看護もしくは重症心身障害児・者の医療的ケアの実績が継続的にあること」という要件について、具体的にはどの程度の実績があればよいのでしょうか

Q8 上限の年間6時間を超えた場合にはどうなるのか

Q9 土日や祝日、夜間にもサービスの提供をしても良いですか

Q10 利用時間を超過した場合の費用や交通費などを、利用者から徴収することは可能でしょうか

Q11 1回あたりの利用時間は「1時間以上2時間以内」とのことですが、100分利用した場合の対象経費はいくらになりますか

Q12 利用者の登録にかかる手続きを行った場合、1名あたり1,000円の事務手数料をお支払いしますとのことですが、登録内容を変更する手続きの場合にも事務手数料はいただけるのでしょうか

Q13 事務手数料はいつ請求すればよいですか

Q14 横浜市電子申請・届出システムとは何でしょうか

Q15 横浜市電子申請・届出システムを利用するには、どのような手続きが必要ですか

Q16 この事業にかかる書類の提出方法が、「横浜市電子申請・届出システム」と「郵送」の2通りがあることですが、それぞれどの書類をどの方法で提出すればよいか教えてください。

(訪問看護の提供)

Q1 リハビリを目的として理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による支援を行うことはできますか

A1 この事業は、医療的ケア児・者の家族の休息時間の確保を図るため、横浜市と委託契約を結んだ訪問看護事業所から看護師を派遣し、家族の代わりに医療的ケア等を行うことを目的としています。そのため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による支援は対象外です。

Q2 訪問看護師2名で1名の医療的ケア児・者に対してサービスを提供することは可能ですか

A2 2名の訪問看護師によるサービス提供は可能ですが、その場合でも、対象経費としてお支払いできるのは1名分(9,000円/時間)ですので、あらかじめご了承ください。

Q3 同じ日に訪問看護や居宅訪問型児童発達支援等と連続してサービスを提供することは可能ですか

A3 本事業は、家族の休息時間の確保を目的としているため、他のサービス(訪問看護や居宅訪問型保育等)と連続して利用することは可能です。ただし、医療保険制度による訪問看護と連続して利用する場合は、医療保険制度を優先して利用してください。

Q4 医療保険制度による訪問看護がない日に、この事業を単独で利用することはできますか

A4 可能です。この事業は、医療的ケア児・者の家族の休息時間の確保を目的としているため、医療保険による訪問看護がない日でも、この事業を単独でご利用いただけます。

(事業所の登録要件)

Q5 訪問看護事業所の利用者の中に、事業の対象者がいる場合、事業所登録は必須ですか

A5 本事業への事業所登録は任意です。事業所の登録要件を満たしている訪問看護事業所におかれましては、可能な範囲で御協力をいただけますと幸いです。

Q6 「賠償責任保険の加入等、事業者の責による損害を補償する体制」が要件に含まれているのはなぜですか

A6 本事業では、訪問看護サービスの提供に伴う万が一の事故やトラブルに備え、事業所の責任において損害を補償できる体制が整っていることが求められます。通常、医療保険による訪問看護を実施している事業所では事業所単位で賠償責任保険に加入されているかと思いますが、本事業でのサービス提供がその保険の補償対象になるかどうかを事前に必ずご確認ください。そのうえで、補償体制が整っていることを確認の上、事業所登録をお願いいたします。

Q7 「直近5年間で小児看護もしくは重症心身障害児・者の医療的ケアの実績が継続的にあること」という要件について、具体的にはどの程度の実績があればよいのでしょうか

A7 本事業は常時医学的管理が必要な医療的ケア児・者を対象とするため、安全なサービス提供体制を確保することが重要です。詳細につきましては、横浜市こども青少年局障害児福祉保健課にご相談ください(045-671-4278)。

(利用できる時間・回数)

Q8 上限の年間6時間を超えた場合にはどうなるのか

A8 本事業を利用するにあたって、利用時間を超過した場合の費用負担や交通費などは横浜市からお支払いできません。これらの費用負担については、登録事業所から利用者に説明し、同意を得たうえでサービスの提供をしてください。(事業所登録、並びに利用登録申請の際に、上記内容に関する同意事項がありますので必ずご確認ください)

Q9 土日や祝日、夜間にもサービスの提供をしても良いですか

A9 可能です。登録事業所において、土日・祝日や夜間にサービスを提供できる体制が整っている場合にはこれらの時間帯でのサービスの提供も認められます。ただし、利用者の安全確保や緊急時対応などを十分に考慮した上で、事業所内での体制の整備をお願い致します。

(委託料・事務手数料)

Q10 利用時間を超過した場合の費用や交通費などを、利用者から徴収することは可能でしょうか

A10 可能です。利用時間を超過した場合の費用や交通費等の実費については、事業所と利用者双方の合意がある場合に限り、徴収することができます。ただし、これらの費用負担については、事前に利用者に対して十分な説明を行い、同意を得た上で事業を実施してください。
また、徴収する費用の内容や金額については、できるだけ明確にし、書面等での確認を行うなどの対応をお願いいたします。

Q11 1回あたりの利用時間は「1時間以上2時間以内」とのことですが、100分利用した場合の対象経費はいくらになりますか

A11 1時間を超えたサービス提供については 30 分あたり 4,500 円とし、30 分に満たない場合は切り捨てて計算します。そのため、100 分利用した場合の対象経費は 90 分の 13,500 円です。
(9,000 円 + 4,500 円)

Q12 利用者の登録にかかる手続きを行った場合、1名あたり1,000円の事務手数料をお支払いしますとのことです
が、登録内容を変更する手続きの場合にも事務手数料はいただけますか

A12 事務手数料は新規登録のみを対象とします。変更の申請の場合にはお支払いできません。

Q13 事務手数料はいつ請求すればよいですか

A13 事務補助で登録した翌月 10 日までに請求してください。提出いただく実績報告書、委託料請求書の中で「新規登録者数」をご報告いただく項目があります。

(その他)

Q14 横浜市電子申請・届出システムとは何でしょうか

A14 窓口や郵送などで行っていた申請・届出などの各種手続を、インターネットからオンラインで行うことができる横浜市の公式システムです。本事業においては、事業所登録の申請や、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)申請書(第3号様式)」、および「主治医からの指示書」をこのシステム

上から提出することが可能です。

Q15 横浜市電子申請・届出システムを利用するには、どのような手続きが必要ですか

A15 横浜市電子申請・届出システムを初めて利用される場合は、事前に利用者アカウントの登録が必要です。アカウントを登録しないと、申請手続きが行えません。

[横浜市電子申請・届出システム トップページ](#)

登録手順や操作方法については、以下の二次元コード、または案内ページをご参照ください。

([案内ページ](#))



Q16 この事業にかかる書類の提出方法が、「横浜市電子申請・届出システム」と「郵送」の2通りがあることですが、それぞれどの書類をどのように提出すればよいか教えてください。

A16 本事業にかかる提出書類及び、以下のとおり提出方法ごとに整理されています。

	横浜市電子申請・届出システム	郵送
事業所登録 ～委託契約	【事業所の登録に関する書類】	
	・横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業所登録(変更)申請書(第1号様式) (訪問看護ステーション→横浜市)	・横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業所登録(変更)通知書(第2号様式) (横浜市→登録事業所)
利用登録	【委託契約に関する書類】	
		・見積書、委託契約書 (横浜市→登録事業所) (記載後、登録事業所→横浜市)
実績報告	・横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)申請書(第3号様式) (申請者→登録事業所→横浜市)	・横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)通知書(第4号様式) (横浜市→申請者)
		・横浜市医療的ケア児・者レスパイト実績記録票(第5号様式) 利用の翌月 10 日までに提出 (登録事業所→横浜市)